様式第14号

債務証書

　　年　　月　　日

　　　福井県知事　　様

債務者　住所

氏名

　(債務者の氏名または名称)(以下「乙」という。)が県(以下「甲」という。)に対する(債務の名称)の未払額　　　　円およびこれにかかる　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの日数に応じ、年　　パーセントの割合で計算した(利息および延滞金の名称)　　円は、下記第1に記載するところにより履行するとともに、この債務の履行に関して下記第2から第5までに記載する条件に従います。

　第1　履行期限、延納利息および延滞金

　　(1)　乙は、甲に対し上記の金額　　円を次のとおり支払うこと。

　　　　履行期限　　　　　　　　履行すべき金額

　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　円

　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　円

　　(2)　乙は、上記の履行すべき金額に対し、　　年　　月　　日からそれぞれの履行期限までの期間の日数に応じ、年　　パーセントの割合で計算した延納利息を甲に支払うこと。

　　(3)　乙は、上記(1)の履行期限(履行期限を繰り上げたときは、その繰り上げた履行期限)までに履行すべき金額を完納しなかつたときは、その完納しなかつた金額に対し、それぞれの履行期限の翌日から完納した日までの期間の日数に応じ、年　　パーセントの割合で計算した延滞金を甲に支払うこと。

　第2　乙は、甲がこの債権の保全上必要があると認めて乙に対し、その資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、または参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めたときは、その要求に従うこと。

　第3　乙は、甲において乙が次に掲げる場合に該当し、または該当するものと認めて上記第1の(1)の金額の全部または一部についてその延長された履行期限を繰り上げる旨の指示をしたときは、その指示に従うこと。

　　(イ)　乙が甲の不利益に乙の財産を隠し、そこない、もしくは処分したとき、もしくはこれらのおそれがあると認めるとき、または虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

　　(ロ)　乙が分割された弁済金額について、履行を怠つたとき。

　　(ハ)　乙に次の事由が生じたとき。

　　　　(Ⅰ)　強制執行を受けたこと。

　　　　(Ⅱ)　租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

　　　　(Ⅲ)　その財産について競売の開始があつたこと。

　　　　(Ⅳ)　破産手続開始の決定を受けたこと。

　　　　(Ⅴ)　解散したこと。

　　　　(Ⅵ)　乙について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたこと。

　　　　(Ⅶ)　上記(Ⅳ)から(Ⅵ)までに掲げる場合のほか、乙の総財産についての清算が開始されたこと。

　　(ニ)　乙が、この債務証書に記載された条件に従わないとき。

　第4　甲において担保の価格が減少し、または保証人を不適当とする事情が生じたと認めるときは、乙は、甲の請求に応じて増担保の提供または保証人の変更をしなければならないこと。

　第5　(その他債権管理者が定める事項)

　　備考　別記様式第13号の備考は、本様式に準用する。